

全日本学生スキー選手権大会 競技規程 新旧対照表

旧	新	備考
第2条 (略) (1) 自校を卒業しないで他校へ転じた後、満1年を経過していない者 (以下略)	第2条 (略) (1) 自校を卒業せずに退学して他校に入学（転入も含む。）した者であつて、本大会開催年度の1月1日の時点において退学日から1年が経過していない者、または、本大会開催年度の1月1日以降に自校を退学した者。ただし、他校から本大会に出場することを承諾する旨の自校スキー部長及び監督（監督が選任されていない場合には監督については不要。）の署名押印のある書面を本連盟に提出した者についてはこの限りではない。 (以下略)	修正